

令和5年度マイナポイント取得促進事業業務委託企画提案競技実施要領

1 業務名

令和5年度マイナポイント取得促進事業業務

2 委託の内容

別紙「令和5年度マイナポイント取得促進事業業務委託仕様書」のとおり

3 委託料の上限額

8,947千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

ただし、予定価格はこの範囲内で別に定めるものであることに注意すること。

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。

4 委託の期間

契約締結の日から令和5年10月31日まで。

5 委託先の選定

企画提案競技方式で実施することとし、審査の上、委託先を決定する。

6 参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）（以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、営業種目が「広告・宣伝」の者、又はこの委託業務と同種、同規模程度の業務の実績を有する者。
- (2) 宮崎県内に主たる事業所（本社・本店）又は支社・支店を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に滞納がない者。

- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績があること。

7 企画提案競技への参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、様式第1号「令和5年度マイナポイント取得促進事業業務委託企画提案競技参加申込書」を提出するものとする。また、代理人を定める場合は、様式第2号「委任状」を併せて提出すること。

(1) 提出先：総合政策部デジタル推進課デジタル基盤担当

(2) 提出方法：持参又は郵送

(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

(3) 提出期限：令和5年7月31日（金）午後5時15分まで（必着）

8 企画提案書等の提出

(1) 提出先：総合政策部デジタル推進課デジタル基盤担当

(2) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

(3) 提出期限：令和5年8月3日（木）午後5時15分まで（必着）

(4) 提出書類

ア 企画提案競技申請書（様式第5号）1部

イ 見積書（任意様式：各委託業務の積算内容がわかるように記載すること）
1部

ウ 会社概要（任意様式）1部

エ 業務実績（任意様式：過去5年以内の地方公共団体との契約実績）1部

オ 企画提案書（任意様式又は参考様式第6号）7部

カ 参考資料やカタログ等（必要に応じて）7部

※プレゼンテーションに用いるスライドが別途ある場合を含む。

9 審査

審査は「令和5年度マイナポイント取得促進事業審査委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法は原則として次のとおり実施する。

(1) 審査方法

企画提案競技参加者による企画提案書を基にした対面形式でのプレゼンテーション及び質疑応答から企画提案書の内容確認を行い、最優秀の者を選定する。

(2) 日時 令和5年8月8日（火）

時間は、事務局から企画提案競技参加者に別途、連絡する。

(3) プレゼンテーションによる企画提案内容の説明方法

説明時間は、一者10分以内、質疑10分程度とする。詳細は、事務局か

ら企画提案競技参加者に別途、連絡する。

(4) 説明者 主たる説明者は当該業務の主任責任者とする。

(5) その他

プレゼンテーションの詳細は、事務局から企画提案競技参加者に別途、連絡する。

10 選定結果の通知

事務局から企画提案競技参加者に、電子メール及び書面により通知する。

11 契約締結等

(1) 最優秀提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

(3) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者又は上記6の要件を満たさなくなった者

(2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者

(7) 2人以上の代理人をした者

(8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

13 その他

(1) 提案は1者1案とし、企画提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。

(2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。なお、提出された提案書及び資料は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) 参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。
- (7) 企画提案競技の内容に質問等がある場合は、様式第4号「質問書」を令和5年7月28日（金）午後5時15分までに下記の問い合わせ先に、FAX又は電子メールにより送付すること。なお、回答は原則として質問者に個別に行うが、必要に応じて県ホームページに掲載する。
- (8) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

14 問合せ先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県総合政策部デジタル推進課デジタル基盤担当
- (3) 連絡先 電話：0985-26-7046
F A X : 0985-32-4452
電子メール：joho-tnw@pref.miyazaki.lg.jp